令和5年度税制改正大綱(法人税) の主な内容

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限の2年延長

中小企業者等の年所得800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率(本則19%)の 特例15%を令和7年3月31日までに開始する事業年度まで延長する。

(2) 中小企業投資促進税制の一部見直しと2年延長(所得税も同様の改正)

(対象資産の見直し)

- ① コインランドリー業 (主要事業であるものを除く) の用に供する機械装置でその 管理の概ね全部を他の者に委託するものを除外する。
- ② 総トン数500トン以上の船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する設備の設置 状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定する。

(適用期限)

対象資産を令和7年3月31日までの間に取得かつ事業供用した場合に適用。

(3) 中小企業経営力強化税制の一部見直しと2年延長(所得税も同様の改正)

(特定経営力向上設備等の対象資産の見直し)

コインランドリー業(主要事業であるものを除く)又は暗号資産マイニング業の 用に供する資産でその管理の概ね全部を他の者に委託するものを除外する。

(適用期限)

対象資産を令和7年3月31日までの間に取得かつ事業供用した場合に適用。

(4) 研究開発税制の見直し(すべての青色申告法人対象)

- 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し
- ① 控除率を次のとおり見直し、適用期限を3年延長。
 - (イ)増減試験研究費割合が12%超の場合

11.5%+(增減試験研究費割合-12%) × 0.375 (上限14%)

(ロ)増減試験研究費割合が12%以下の場合

11.5% - (12% - 增減試験研究費割合3) × 0.25 (下限1%)

- ② 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度の控除税額の上限について増減試験研究費割合により変動する。
 - (イ)増減試験研究費割合が4%超の場合

法人税額×(増減試験研究費割合-4%)×0.625%の上乗せ(上限5%) ※平均売上金額割合の上乗せ特例のいずれか大きい方。

(イ)増減試験研究費割合が-4% 紹の場合

法人税額× (一増減試験研究費割合-4%) ×0.625%の減額(-5%を限度)

- ③ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を3年延長。
- ④ 基準年度比売上金額減少割合が2%以上等の場合の控除税額の上乗せ特例(5%)は、令和5年3月31日で終了。

(5) 中小企業技術基盤強化税制の見直し(中小企業版研究開発税制)

- ① 増減試験研究費割合が増加した場合の特例を次のとおり見直し、適用期限を3年延長。
 - (イ)増減試験研究費割合が12% 超の場合の控除率

12%+(増減試験研究費割合-12%) × 0.375 (上限17%)

(ロ)増減試験研究費割合が12%以下の場合の控除率

一律12%

- (ハ)控除税額の上限に当期の法人税額の10%を上乗せ
- ② 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を3年延長。
- ③ 基準年度比売上金額減少割合が2%以上等の場合の控除税額の上乗せ特例(5%)は、令和5年3月31日で終了。

(6) その他研究開発税制の見直しは以下の通り。

- ① 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、オープンイノベーション型の対象範囲の追加、新規高度研究業務従事者に対する人件費支出が一定割合以上の優遇措置の創設。
- ② 試験研究費の範囲に既存のビッグデータを活用したサービス活用も対象とする。
- ③ 試験研究費の範囲から性能向上を目的としないことが明らかな開発業務が除外。

(7) 医療機器等の特別償却制度の適用期限を2年延長(所得税も同様)

対象となる医療機器等の見直しを行ったうえで適用期限を2年延長(令和7年3月3 1日までの間に取得かつ事業供用)。

(8) 特定資産の買換え等の課税の特例の一部見直しと適用期限の3年延長

見直しとなる主な買換えは以下の通り。

- ① 既成市街地等の内から外への買換えは除外。
- ② 長期所有の土地建物の買換えは東京都特別区から地域再生法の集中地域以外の地域へ本店または主たる事務所の移転を伴う買換えの課税の繰延割合は90%に引き上げ、逆の場合は60%に引き下げる。
- ③ 日本船舶から日本船舶への買換えは、外航船舶の場合、譲渡資産の船齢要件を 20年未満に引き下げ、買換資産に係る環境負荷の低減要件を見直す。内航船舶 の場合、譲渡資産の船舶年齢を23年未満に引き下げ、買換え資産に係る環境負 荷の低減要件を見直す。
- ④ 先行取得の場合の適用要件に一定期間内の届出書の提出が加わる。

(9) 先端設備等導入計画に基づく固定資産税減免制度の見直し

中小企業者等が先端設備導入計画に基づき設備投資を行った場合の固定資産税の 優遇措置について現行制度を廃止し、対象設備や適用要件を見直した新制度を設 ける。

- ①現行の対象設備から事業用家屋、構築物が除外。
- ②投資利益率が年平均5%以上となる投資計画が適用要件
- ③減免割合は3年間50%(一定の場合は4年間または5年間価格の1/3)
- ④令和7年3月31日までに取得かつ事業供用した資産に適用

(10) 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置の検討

令和9年度に向けて複数年をかけ令和6年以降段階的に実施する予定。

- ①法人税額に対し税率4~4.5%の新たな付加税を課す。中小法人においては課税標準となる法人税額から500万円を控除する。
- ②所得税に対し当分の間1%の新たな付加税を課すとともに復興所得税の税率を1%引き下げ課税期間を延長する。
- ③たばこ税に対し3円/1本の引上げを段階的に実施する。